

競技団体代表者 様
地区スポーツ協会代表者 様
小・中・高・大学体育連盟代表者 様
総合型地域スポーツクラブ代表者 様
スポーツ少年団単位団代表者 様

(公財) 長岡市スポーツ協会
会 長 市 村 輝 男

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う今後のスポーツ活動について (依頼)
(令和 4 年 6 月 22 日時点)

このことについて、長岡市から別紙のとおり依頼がありました。

今後、貴団体の実施するスポーツ活動においては、市立学校長宛て教学教内第 222 号「部活動実施上の留意事項について (通知)」並びに県立学校長宛て教保第 378 号「部活動実施上の留意事項について (通知)」に基づき、下記のとおり対応をお願いします。

つきましては、貴団体内に周知いただき、引き続き、長岡市と連携した感染拡大防止にご協力をお願いします。

記

1 小学生・中学生のスポーツ活動について

- (1) 練習試合、合同練習等について、交流範囲の制限は解除する。ただし、実施にあたっては、その必要性を慎重に検討し、実施の可否を判断すること。
- (2) 大会等への参加について
 - ① 参加範囲の制限は解除する。各競技団体等が示している感染症ガイドラインに沿って運営される大会への参加を可能とする。
 - ② 大会等への参加にあたっては、十分な感染症対策が講じられていることを事前に確認し、必要性を慎重に検討し、参加の可否を判断すること。

2 高校生のスポーツ活動について

- (1) 以下の活動は、これまで感染拡大事例が発生した比較的高い活動であるとの認識の上で、十分な感染対策を講じて実施することができる。
 - ① 県内外の団体との交流 (練習試合、合同練習等)
 - ② 大学生チームや社会人チームとの交流
 - ③ 県外在住の指導者を招いての活動や、県外から帰省した卒業生等との交流
 - ④ 宿泊を伴う活動 (合宿、遠征等)

※ これらの活動を行う際には実施の可否を慎重に判断すること。また、活動中及び活動前後の健康観察を一層徹底すること。

- (2) 大会等へ参加する際は、主催者が示す感染防止ガイドラインに沿った行動を徹底すること。また、練習試合や合同練習を実施する際も、大会等の実施要項等で示されている感染防止ガイドラインに準じた感染対策を講じること。

3 対策及び留意事項について

- (1) 朝の検温及び活動前の健康観察を確実に行うとともに、発熱や通常時と比べて少しでも疑わしい症状（咽頭痛、だるさ等）がある場合や同居の家族に同様の症状が見られる場合は活動に参加しないこと。
- (2) 基本的な感染防止策（マスク着用、手洗い、三密の回避など）を徹底すること。
- (3) 熱中症の身体へのリスク観点から以下のことに注意すること。
- ① 運動中は原則マスクは着用しないこと。様々な理由からマスクの着用を希望する生徒については、その意向を尊重するが、熱中症の危険があり、命にかかわることを理解させたうえで見学等の措置をとること。
 - ② 運動後のマスクの着用については、身体へのリスクを考慮し、身体距離を保ちながら、クールダウンで呼吸を整える時間を設けるなどの配慮を行うこと。
 - ③ 活動場所へ徒歩や自転車で移動する際においてもマスクは着用しないこととする。
 - ④ 休憩時等においても、熱中症のリスクがある等、マスクを着用することが適当でないと判断される場合は、互いに一定の距離を保つなどの対応を行うこと。
- (4) バスや電車等を利用して移動する際は、移動中の感染対策に留意すること。
- (5) 昼食をとる必要がある場合は、互いの間隔を空け、「黙食」を徹底する。
- (6) 宿泊を伴う活動の際は、1室あたりの宿泊者を減らすとともに、宿泊での食事や入浴場面での感染拡大を防止するため、宿泊先の担当者と十分打合せを行うこと。
- (7) 活動場所の換気は、スペースに関係なく常時外窓を開けて行うなどの対策を講じること。
- (8) 器具や用具を共用する場合は、使用前後の手洗い、手指消毒を徹底し、器具や用具の消毒を行うこと。
- (9) 活動の前後に生徒同士で会食することは控えるよう、指導を徹底すること。
- (10) 各競技団体が示している最新の感染症防止ガイドライン等を改めて確認し、遵守すること。

4 活動状況の把握について

毎活動時の参加者の活動内容の把握と名簿管理を徹底すること。

5 その他

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後も状況に応じて方針を変更することがあります。今後の情報に十分に留意してください。